

春日部市告示第 4 5 5 号

令和 8 年熊本地震による被災者に対する市税に関する申告等の期限を次のとおり延長する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市税条例（平成 1 7 年条例第 7 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）及び条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域	熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町
---------	-----------------------